

千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

千葉県公安委員会規則第11号

千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成23年千葉県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「第182条」を「第183条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月13日から施行する。